

平成26年度 第3回「個人情報保護研究セミナー」 — 個人情報を守る時代的要請から生まれる新たな課題 —

3月6日(金)に日本印刷会館において、個人情報保護研究会主催の第3回「個人情報保護研究セミナー」が開催された。

150名の参加者は、個人情報保護法の改正(案)内容に沿ってパーソナルデータの利活用等に関する改正点と今後の展開について、また個人情報漏えい等の事故発生リスクの更なる低減を目的に決定された「経済産業分野ガイドライン」の改正ポイント、そして、個人番号(マイナンバー)制度について番号法と個人情報保護法の関係及び民間事業者に課せられた対応についての説明を受け、理解を深めた。

以下に講演内容の主な点を示します。

I.『個人情報の保護に関する法律の改正について』

慶應義塾大学 総合政策学部

教授 新保 史生

個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号法に関する法律の一部改正に伴い、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」についての解説があった。

1. 個人情報の定義の明確化

(1) 個人情報の定義の拡充

生存する個人情報に関する情報であって、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるものを個人情報として新たに位置付けるものとする。

- 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該個人を識別することができるもの(例:指紋データ及び顔認識データ)
- 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関して割り当てられ、又は個人に発行される書類に付される符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は付されるもの(例:携帯電話番号、旅券番号及び運転免許証番号)

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備

- (1) 匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備
- (2) 利用目的の制限の緩和
- (3) 情報の利用方法からみた規制対象の縮小

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備

- (1) 要配慮個人情報(仮称)に関する規定の整備
- (2) 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け
- (3) 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設
- (4) 本人同意を得ない第三者提供への関与(オプトアウト規定の見

直し)

- (5) 小規模事業者への対応
 - (6) 個人情報取扱事業者による努力義務への個人データの消去の追加
 - (7) 開示等請求権の明確化
4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備
 - (1) 個人情報保護委員会の主な権限
 - (2) 個人情報保護指針の作成への関与
 5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備
 - (1) 国境を越えた個人情報の取扱いに対する適用範囲に関する規定の整備
 - (2) 外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
 - (3) 個人データの外国にある第三者への提供の制限

II.『経済産業分野を対象とする個人情報保護法ガイドライン等について』

経済産業省商務情報政策局 情報経済課

課長補佐 明石 幸二郎

経済産業省は、この数年相次いで発生した内部不正やサイバー攻撃による個人情報の漏えい事案を受け、同様事案の発生を防ぐための組織における対策として「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(経済産業分野ガイドライン)を改正し、平成26年12月12日付けで告示・施行した。改正の背景や概要について解説があった。

なお、改正点の詳細は、JFPILレポート前号(No.150 2015 1月号)に掲載しているので、参照願いたい。

1. 個人情報保護を取り巻く状況と 経済産業分野ガイドラインへの反映

- (1) 個人情報漏えい状況
 - 経済産業省への報告件数では、平成25年度は3,146件であり、漏えい事案のうち、大半は小規模なもの(10人以下の個人情報漏れた事案が、全体の80%を占める)。
 - 大規模な漏えい事案は増加している。
 - 漏えい原因では、ミスによる漏えいが80%以上、不正アクセスはわずか2%であるが漏えい人数50,001人以上のケースの73%を占めている。
 - 2014年7月に教育関係事業会社から約2,895万件漏えい。(新聞報道・公表情報より)
- (2) 経済産業分野ガイドラインへの反映

- ① 平成26年5月に行ったパブリックコメントの改正内容
 - 新たな脅威に備えたセキュリティ対策手法の例示を追加。
 - 「共同利用」制度の趣旨の明確化等。
 - 消費者に対する分かりやすい説明のための参考事項を追記。
- ② 平成26年9月に行ったパブリックコメントの改正内容
 - 第三者からの適正な取得の徹底。
 - 社内の安全管理措置の強化。
 - 委託先等の監督の強化。

2. 経済産業分野ガイドラインについて

(1) 経済産業分野ガイドラインの特徴・性格

- 事業者の取組を支援するための具体的指針
- 具体的な事例を掲載
- 従業員の個人情報の取扱いについて
- 行政の透明性の確保

(2) 経済産業分野ガイドラインの改正事項

- 改正事項1: 第三者からの適正な情報取得の徹底
- 改正事項2: 社内の安全管理措置の強化(内部不正対策)
- 改正事項3: 社内の安全管理措置の強化(サイバー攻撃対策)
- 改正事項4: 委託先等の監督の強化
- 改正事項5: 共同利用制度の明確な説明
- 改正事項6: 消費者等本人に対する分かりやすい説明の取組について追記

Ⅲ. 『社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)と民間事業者対応の必要性・緊急性』

特定個人情報保護委員会

委員長(一橋大学名誉教授) 堀部 政男

平成27年10月から国民一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知され、平成28年1月からマイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用される。本講演ではこの番号制度(マイナンバー制度)に関して、特定個人情報保護委員会が作成し、平成26年12月11日に公表した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に沿って、民間事業者の対応の必要性・緊急性について解説があった。

1. 番号法の特徴

特別法としての「番号法」は一般法としての「個人情報保護法」に優先し、以下の特徴がある。

- ① 現行の個人情報保護関係法の特例法で保護の強化
- ② 保護を図るために第三者機関である特定個人情報保護委員会の設置
- ③ プライバシー・インパクト・アセスメントである特定個人情報保護評価制度の導入
- ④ 罰則の強化

2. 社長必見《ここがポイント》

マイナンバーガイドライン(事業者編)(平成27年2月版)より

- (1) ガイドラインの必要性
- 〈ガイドラインの必要性〉

- 従業員の源泉徴収票作成時にマイナンバーを取扱うため、広く民間企業に番号法のルールを周知することが必要。
- 番号法に定められている保護措置においては、利用範囲が法律で限定されているなど個人情報保護法と取扱いが異なることから、実務を行う現場が混乱しないための具体的な指針が必要。

〈ガイドラインの作成方針〉

- 検討に当たっては、民間企業からのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会を開催し、民間企業の意見を聞きながら作成。
- 番号法の規定及びその解釈について、実務的な具体例を用いて分かりやすく解説することを主眼。

(2) ガイドライン(事業者編)の内容

〈利用の制限〉

- マイナンバーを利用できる事務については、番号法によって限定的に定められています(原則的な利用)。
- 事業者がマイナンバーを利用するのは、主として、社会保障及び税に関する手続書類に従業者等のマイナンバーを記載して行政機関等及び健康保険組合等に提出する場合です(個人番号関係事務)。
- 例外的なマイナンバーの利用は、①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払いを行う場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に限られています。

〈提供の制限〉〈収集・保管制限〉

- 個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り、本人等にマイナンバーの提供を求めることができます。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。
- 番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはなりません。

〈安全管理措置等(委託の取扱い)〉

- 個人番号関係事務の全部又は一部の委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 個人番号関係事務の全部又は一部の委託先は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

〈安全管理措置等(安全管理措置)〉

- マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

— 参照資料 —

- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)
- ・ マイナンバーガイドライン入門(平成26年度12月版)
- ・ 社長必見《ここがポイント》マイナンバーガイドライン(事業者編)(平成27年2月版)
- ・ 中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン(平成26年12月版)